

住宅用太陽光発電の普及状況と金融機関のかかわり

寺林 暁良

2012年7月に再生可能エネルギー法に基づいて固定価格買取制度が本格導入されたことで、再生可能エネルギーは成長分野の中でも特に大きな注目を集めることとなり、太陽光発電の推進に注力する金融機関も増えてきた。

ただし、太陽光発電といっても、主に住宅用となる10kW未満の設備と、主に事業用となるそれ以上の設備とでは普及政策が異なるため、そのファイナンスの方法も全く異なってくる。再生可能エネルギーの事業者向けファイナンスについては別稿で論じたため^(注1)、本稿では10kW未満の太陽光発電に焦点を絞り、普及政策や普及状況を概観するとともに、金融機関の関わりについて簡単にまとめたい。

住宅用太陽光発電の普及政策

住宅用太陽光発電の普及政策は、多様であるが、主には固定価格買取制度と導入補助金などが挙げられる。

まず、10kW未満の太陽光設備でも、電力の固定価格買取制度が普及政策で重要な地位を占めている。ただし、売電対象となるのは発電量の全量ではなく、自家消費の余剰分である。余剰分の買取制度は、12年7月に導入された全量固定価格買取制度に先駆け、太陽光発電を対象として09年11月に導入されている。

10kW未満の太陽光発電の買取期間は、09年の開始時から10年間で、10kW以上(20年間)の半分の期間にあたる。買取価格は、09年の開始当初は48円/kWhであったが、13年度には設備コストの低下を反映して38円/kWhにまで低下してい

る(図表1)。なお、自家発電設備等併設(ダブル発電)の場合、13年度は31円/kWhである。

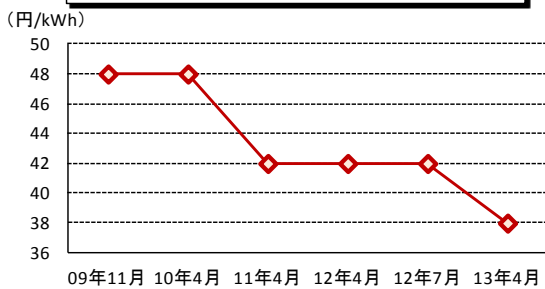
一方、導入補助金も重要な普及政策となってきた。国の場合、13年度は「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」に基づき、41万円/kW以下の設備の場合は太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円、41万円/kW超～50万円/kW以下の場合は同1.5万円の補助を実施している。しかし、経済産業省は14年度の同補助金の概算要求を行っていないため、同補助金は13年度をもって終了する見込みである。ただし、都道府県や市町村が独自の補助金を設けている場合もある。こちらは14年度以降も継続するものが多いとみられ、該当地域の大きな普及策の一つであり続けるだろう。

住宅用太陽光発電の普及状況と見通し

住宅用太陽光発電の普及状況を資源エネルギー庁「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について」で確認すると、10月末時点で約670万kWである。1件あたり平均は4.5kWで、件数にすると約149万件に相当する。総務省「住宅・土地統計調査」によると、国内の一戸建て住宅戸数は08年時点で2,745万戸であるため、普及率は5.4%程度と試算できる。また、12年7月以降の1年強で約36万件が導入されるなど、増加も著しい。

これを踏まえると、もちろん年間日照率や降雪等の関係で設置に不向きな地域もあるが、住宅用太陽光発電は今後も件数を拡大する高いポテンシャルを有して

図表1 住宅用太陽光発電の買取価格の推移



資料：資源エネルギー庁より作成
注：12年7月までは「住宅用」の買取価格、それ以降は10kW未満の買取価格をさす。

いるといえる。また、設置場所不足等によって市場が縮小するとの見方もある事業用に対し^(注2)、新規住宅着工に伴って新たな需要が生まれることから、市場の持続性がより高いとの見方もある。

さらに、近年の災害対策に対する関心の高まりから、非常用電源の役割を果たす住宅用太陽光発電を見直す向きが強まっていることも、普及を後押ししている。また、太陽光発電システムの平均価格は、12年度の既築で47.5万円/kWと、09年度(68.3万円/kW)と比較して約3割も低下した^(注3)が、買取価格は48円/kWhから38円/kWhへと約2割しか引き下げられておらず、買取価格の割高感が大きくなっている。これについては今後の買取価格の設定にもよるが、現状の割高感が続けば、普及の追い風になるだろう。

住宅用太陽光発電と個人ローン

太陽光発電は、4kW程度の太陽光設備を導入する場合で150～200万円前後の資金が必要となるため、導入の際にローンが組まれることも多い。太陽光発電用ローンを用意している金融機関は1970年頃からみられたが、住宅屋根への設置が主であったことから、個人ローン商品の一つとして位置づけられてきた^(注4)。

固定価格買取制度導入後、太陽光発電ローンの取扱いは、10kW未満とそれ以上

とで大きく異なるようになった。10kW以上の場合は、発電量の全量買取が行われるため、キャッシュフローを見通したうえで融資を行うことが重要となり、事業性ローンとして新たなノウハウ蓄積が必要になっている。

一方、10kW未満の場合は、①導入するのは主に個人であり、システム総額もそれほど高額ではないこと、②余剰電力買取であるため、売電収入を見通して融資を行うような性質のものではないこと、③利用者も売電収入を期待した“投資”というよりも、非常用電源としての安心感や環境貢献への“消費”という意味合いで導入することが多いことなどの特徴から、従来通り個人ローン、特に既築住宅の場合はリフォームローンとして取扱われている。

特徴的なのは、多くの金融機関(地方銀行で7割以上)が太陽光発電や家庭用燃料電池等のエコ関連リフォームでローン金利を引き下げたり、エコ関連専用のリフォームローン商品を扱ったりしていることである。また、新築の住宅ローンでも、太陽光発電を導入した場合に一部金利を引き下げる銀行が見受けられる。

このように、住宅用太陽光発電は、環境・社会貢献に資する個人ローンの対象として既に金融機関に定着している。今後も普及拡大が見込まれる住宅用太陽光発電にとって、金融機関の個人ローンの重要性は一層高まってくると思われる。

^(注1) 寺林暁良(2013)「地域主導の再生可能エネルギー事業と地域金融機関」『農林金融』10月号。

^(注2) 『日経エコロジー』2014年2月号63頁。

^(注3) 資源エネルギー庁「太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」2013年2月。

^(注4) 寺林暁良(2011)「太陽光発電普及と政策における金融機関の役割と問題点」『金融市場』6月号。